

令和7年第12回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和7年12月25日(木)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室							
開 会	令和7年12月25日 午後3時2分							
閉 会	令和7年12月25日 午後3時35分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	欠席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	欠席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	欠席		福島 政則	欠席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			伊藤 政士 ・ 保科 美那子					
議事参与			藤村 弥 ・ 小田嶋 愛 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第47号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

顛末

令和7年12月25日
開会 午後3時2分

【議長】

これより、令和7年第12回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】

訂正はございません。

【議長】

続きまして、議事録署名人の指名をします。番号11番 伊藤 政士 委員・
番号13番 保科 美那子 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第46号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。本議案には、〇〇〇〇推進委員の親族が渡人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、当該委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員1名の退出)

それでは事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

議案について説明します。
議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 7件 28筆

番号38

受人は米麦や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っており、農地法第2条第

	<p>3項の要件を満たした農地を所有することのできる農地所有適格法人です。申請地における小作人は存在しません。受人は今回、売買により新たに農地を取得し、野菜を作付けする計画ですが、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は延べ1,500日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は5,118.93アールで、法人の事業所から申請地までは約6キロメートルと農作業を行う上で問題なく、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【新井 勉 農業委員】	<p>番号38について報告いたします。受人は米麦や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付けする計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【小川 一彦 推進委員】	<p>番号38について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号39について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号39 受人は今回、売買により新たに農地を取得し、水稻を作付けする計画です。申</p>

	<p>請地における小作人は存在しません。また、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数を630日と計画していることから、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は133.35アールで、自宅から申請地までは約1キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【新井 勉 農業委員】	<p>番号39について報告いたします。受人は、今回の申請地において、水稻を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【小川 一彦 推進委員】	<p>番号39について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号40について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号40 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は400日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は613.82アールで、自宅から申請地までは車で約15分であり、周辺農地へ</p>

	及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号40について報告いたします。受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号40について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号41について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号41 受人は米麦の栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,735日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は4,695.96アールで、自宅から申請地までは約2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を

	すべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号41について報告いたします。受人は米麦の栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号41について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号42について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号42 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は620日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は1,815.2アールで、自宅から申請地までは約700メートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号42について報告いたします。受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野 博文 推進委員】	番号42について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号43について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号43 受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は160日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は15.42アールで、自宅から申請地までは徒歩で約9分であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【伊藤 政士 農業委員】	番号43について報告いたします。受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜や水稻を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号43について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号44について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号44 受人は花卉栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,010日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は55.68アールで、自宅から申請地までは約3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号44について報告いたします。受人は花卉栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、花卉を栽

	<p>培する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【桐敷 光朗 推進委員】	<p>番号44について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第46号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>(指名された委員1名の入室)</p> <p>続きまして、議案第47号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第47号 農地法第4条の規定による転用許可申請 長屋住宅 1件 1筆</p> <p>番号4 受人は高齢により申請地の耕作・維持が難しくなり、借り手も見つからない状況のため、長屋住宅を建築し賃貸を行いたく申請するものです。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号4について報告いたします。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【桐敷 光朗 推進委員】	番号4について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第47号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第47号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 1筆</p> <p>番号47</p> <p>受人は現在市内で運送業を営む法人です。今回法人所有の宅地に事務所兼用住宅の建築を計画しておりますが、建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう進入路を設けたく申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【尾澤 利彦 農業委員】</p>	<p>番号47について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【新井 正芳 推進委員】</p>	<p>番号47について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第48号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【事務局】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第48号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願</p> <p>番号6</p> <p>申請地は現在、生産緑地地区に指定されておりますが、主たる従事者が死亡したことから、生産緑地の解除を予定しているとのことです。主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者を指しますが、今回の申請は、死亡した対象者が生前に主たる従事者として、対象の農地を耕作していたことについて、証明願が提出されたものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【保科 美那子農業委員】	番号6について報告いたします。この件につきましては、令和6年7月17日に買い取り事由が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、生前に農業を継続して行っていた者と認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。												
【一同】	(質問なし)												
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第49号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。												
【一同】	(全員挙手)												
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第49号について原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和7年11月11日～令和7年12月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">339.00㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">15件</td> <td style="text-align: center;">25筆</td> <td style="text-align: right;">8,769.51㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">17件</td> <td style="text-align: center;">27筆</td> <td style="text-align: right;">9,108.51㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございますか。</p>		2件	2筆	339.00㎡	所有権の移転	15件	25筆	8,769.51㎡	合計届出件数	17件	27筆	9,108.51㎡
	2件	2筆	339.00㎡										
所有権の移転	15件	25筆	8,769.51㎡										
合計届出件数	17件	27筆	9,108.51㎡										
【一同】	(質問なし)												
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。												
【江原 浩昭 推進委員】	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会の支出について ・全国農業新聞の購読料の支出について 												
【議長】	最後に事務局から何かありますか。												
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について 												

・ 農業者年金普及資材の配布について

【議長】

これもちまして、令和7年第12回定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例会は令和8年1月23日（金）午後3時00分より場所はフラワーセンターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時35分